

介護老人保健施設しののめの里	小諸市
老人保健施設こまくさ	小諸市
佐久総合病院老人保健施設こうみ	小海町

③ 介護療養型医療施設

事業所名	所在地
川西赤十字病院	佐久市
軽井沢西部総合病院	御代田町

④ 介護医療院

事業所名	所在地
佐久穂町立千曲病院	佐久穂町

6 介護保険法等の主な改正内容

(1) 第1号被保険者の介護保険料に関する改正

- ① 介護保険料の所得段階の多段階化（第8期計画の10段階（国の標準段階は9段階）から、第9期計画は13段階に変更
- ② 介護保険料の標準乗率の変更
- ③ 介護保険料の基準所得金額等の変更

(2) 給付適正化主要5事業を主要3事業へ再編

- ① ケアプランの点検と住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査を統合
- ② 介護給付費通知を主要事業から除外

(3) 多床室の室料負担の改正

- ① 介護老人保健施設（「その他型」及び「療養型」）と、介護医療院（「Ⅱ型」）の多床室利用者に係る室料負担の新設

(4) 施設における1日あたりの居住費等（基準費用額）の改正

- ① 基準費用額（居住費等）の増額（ただし、利用者負担段階第1段階の多床室は負担限度額を据え置く）

(5) 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の見直し

- ① 両交付金の基準を明確化し交付金の重複を排除

第3節 高齢者保健福祉の基本的な政策目標

1 計画の基本理念

「住み慣れた地域」「住み慣れた場所」で「住み慣れた家族と一緒に」
「自分らしく誇りの持てる安心した生活が送れる地域社会」の実現

第9期計画は佐久穂町総合計画の施策3 高齢者福祉の充実で掲げた「介護予防や地域包括ケアにより、年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。」との整合性を図り、『「住み慣れた地域」「住み慣れた場所」で「住み慣れた家族と一緒に」「自分らしく誇りの持てる安心した生活が送れる地域社会の実現』を基本理念に設定します。

人口減少が進む中で支える側・支えられる側という関係を超えて、ともに支え合うことがこれからの地域社会には必要不可欠になります。

地域包括ケアシステムの一層の推進をもって地域共生社会の実現をめざす本計画では、住まい・生活支援・介護予防・医療・介護の連携と一体的な提供をさらに深化させることを目指し、第8期計画の基本理念を引き継ぐこととします。

また、基本理念の実現を目指し、計画の基本目標（4つの柱）を以下のとおり設定します。

2 計画の基本目標（4つの柱）

(1) 元気で楽しく生活できること

生涯現役で、自らの経験や知識を活かし、家庭内でも、地域でも頼られるような姿が望まれます。そのためには、高齢者が心身ともに元気で楽しく生活することが重要です。要介護状態に陥らないように健康づくりや介護予防・フレイル予防の推進を継続します。

(2) 安心して生活できること

高齢者の多くは住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。しかし、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加といった家庭環境の変化が進んでいる現在、さまざまな支援が必要となっています。介護予防と一体的に閉じこもりの解消等を図るとともに、認知症ケアの推進や高齢者の権利擁護といった見守る機能の強化を図ります。

(3) 自分らしく本人が望む生活ができること

高齢者自らが必要な介護サービスを選択し、より快適な自立した在宅生活を送れるよう、介護サービスの質的向上に努めます。

多様化する社会の中で高齢者はもちろん、支援を必要とするご家族、子ども、障がいをお持ちの方が安心して生活できる基盤を確保できるよう包括的な支援体制の構築を目指します。

(4) お互いに認めあい、支えあうこと

同じ世代の、顔なじみの関係をもった高齢者同士が、声を掛けあい、支えあうことで引きこもりや孤独感を防ぐことができます。誰でも参加しやすいボランティア活動を通して、地域との交流や人づくりを目指します。

第4節 取り組むべき課題

1 元気で楽しく生活できること

(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸

生活水準の向上や医療技術の進歩により平均寿命が延びている一方、食生活をはじめとする生活スタイルの変化に伴い、糖尿病や高血圧、メタボリック症候群などの生活習慣病が増加しています。

町では、生活習慣病対策として健診結果報告会等の充実や、こころの健康に対する支援体制の充実を図っていく一方、住民は自ら健康づくりに取り組み、高齢者を含むすべての方が、健康で心豊かに生活し、活力ある人生を送ることで、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸が図られるよう、健康づくり対策を進めていく必要があります。

(2) 介護予防の推進と重度化防止

(地域支援事業と高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施事業)

町の高齢者人口は第9期計画以降、緩やかに減少すると推計していますが、後期高齢者人口は今後も増えると予想しています。要介護認定者数の割合は前期高齢者等 7.6%に対し、後期高齢者 92.4%と高くなります。健康でいきいきと生活するためには、心身の機能の低下を防ぐ介護予防とフレイル予防の視点が重要で、「地域支援事業者」や「高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施事業」のさらなる推進が求められています。

また、要介護状態になったとしても、適切な介護サービスを保健や医療と連携して利用することで、重度化を遅らせるということも大切になります。

2 安心して生活できること

(1) 生活支援サービスの充実

要支援認定者などは、手段的日常生活動作（IADL）の低下に対応した日常生活上の困りごとや、外出に対する不安などがあり多様な支援が求められています。また今後、日常生活上の困りごとへの支援が特に必要と思われる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えていることを踏まえ、事業所のみならず地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められています。

(2) 認知症ケアの推進

これまでは高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加していましたが、ここ数年は横ばいの状況が続いています。しかしながら今後、後期高齢者人

口が増加することから、再び認知症の方が増加すると推計しています。

当町では、平成20年度に認知症対応型グループホームを整備し、また健康教室や地区のサロンにおいても認知症予防事業を行うなど、町全体として認知症対策の体制を整えてきましたが、介護保険制度だけで認知症高齢者やその家族のすべての支援をできる状況ではありません。

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を送ることができるように、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者とその家族を支えていくことが必要です。特に、認知症高齢者を介護する家族の多くは、他の人に介護の大変さをなかなか理解してもらえないといった悩みを抱えています。家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的なストレスを軽減できるような取り組みも必要となってきます。

また、若年性認知症の方に対する支援体制の整備も必要です。高齢者の認知症に比べ身体的には健康である場合が多いため、この方たちが生きがいを持って社会参加していけるような場の提供も検討していかなければなりません。また、同時に介護が長期間にわたる場合もあることから、介護する家族に対しての相談体制と心身のケアも必要となってきます。

(3) 高齢者の権利擁護、虐待防止

高齢者の権利擁護については、要介護状態になっても高齢者の意思等が尊重されるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図ることが必要です。

高齢者虐待については、虐待の防止、早期発見、保護が適切に行われると共に、被虐待者及び虐待者への支援が大切で、住民、介護サービス関係者など地域のさまざまな関係者との連携を強化し対応していく必要があります。

なお、高齢者虐待対応手順を再確認し、関係者との早期対応と継続支援を実施していくことが重要です。

3 自分らしく本人が望む生活ができること

(1) 介護サービスの質の向上・介護人材確保・事業所の生産性向上の推進

介護保険制度施行以来、介護サービスは量的に充実してきました。今後は、提供されるサービスが利用者の生活機能を維持向上させ、家族を含めた支援内容になっているか、また、利用者が必要としているサービスが適切に提供されているか等の質的な面での充実が必要となってきます。

また、介護人材の育成・確保については重要課題と捉えていますが、あわせて将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく

観点から、職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上にも取り組む必要があります。

(2) 介護サービス基盤の整備

当町では、少子高齢化、核家族化等、家族を取り巻く状況が多様化している中で、在宅介護を中心としながらも施設介護がそれを支える形で介護サービスを提供しています。高齢者等実態調査の結果をみると、多くの高齢者が要介護になった場合も、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活することを希望しています。その一方で、介護が必要になった場合は、家族に迷惑をかけたくない、家族は介護の時間が十分に取れないといった理由から、施設介護を希望する高齢者がいることも現状としてあります。

したがって、それぞれの高齢者の心身の状況、経済力、家庭環境、家族の介護力等、必要に応じて自らの選択に基づき適切なサービスが利用できるよう、サービス基盤の継続・整備を図ることが必要です。

(3) 介護保険制度の安定的な運営

介護保険制度は、介護保険料と税金で支えられている「助け合い」の制度であることから、無駄なく健全に運営され、住民から信頼されるものでなければなりません。介護サービスの給付と負担の関係は、被保険者から広く理解が得られるバランスの取れた内容であることが求められています。

介護保険制度が将来にわたり持続可能な運営が図られるよう、給付の適正化や介護認定の適正化事業等の取組が求められます。

4 お互いに認めあい、支えあうこと

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組と地域包括ケアシステムの深化・推進

総人口の減少に伴い地域社会の担い手が減少しており、それを背景に耕作放棄地や空き家問題など様々な課題も顕在化してきています。従来の制度や関係を超えて、人と人、人と地域がつながり、生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の構築が求められています。

また、地域共生社会を実現するためには、行政ばかりでなく、医療機関や介護事業所のほか、民間団体や住民ボランティアなどあらゆる地域資源の連携が必須となります。介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を安心して続けることができる仕組みとして、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。

(2) 多様な生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の社会参加活動は、介護予防や健康寿命の延伸につながるといわれています。高齢者が知識と経験を活かして生涯学習やスポーツ、趣味の活動

などに積極的に参加することにより、生きがいを持って過ごせるような取り組みを推進する必要があります。

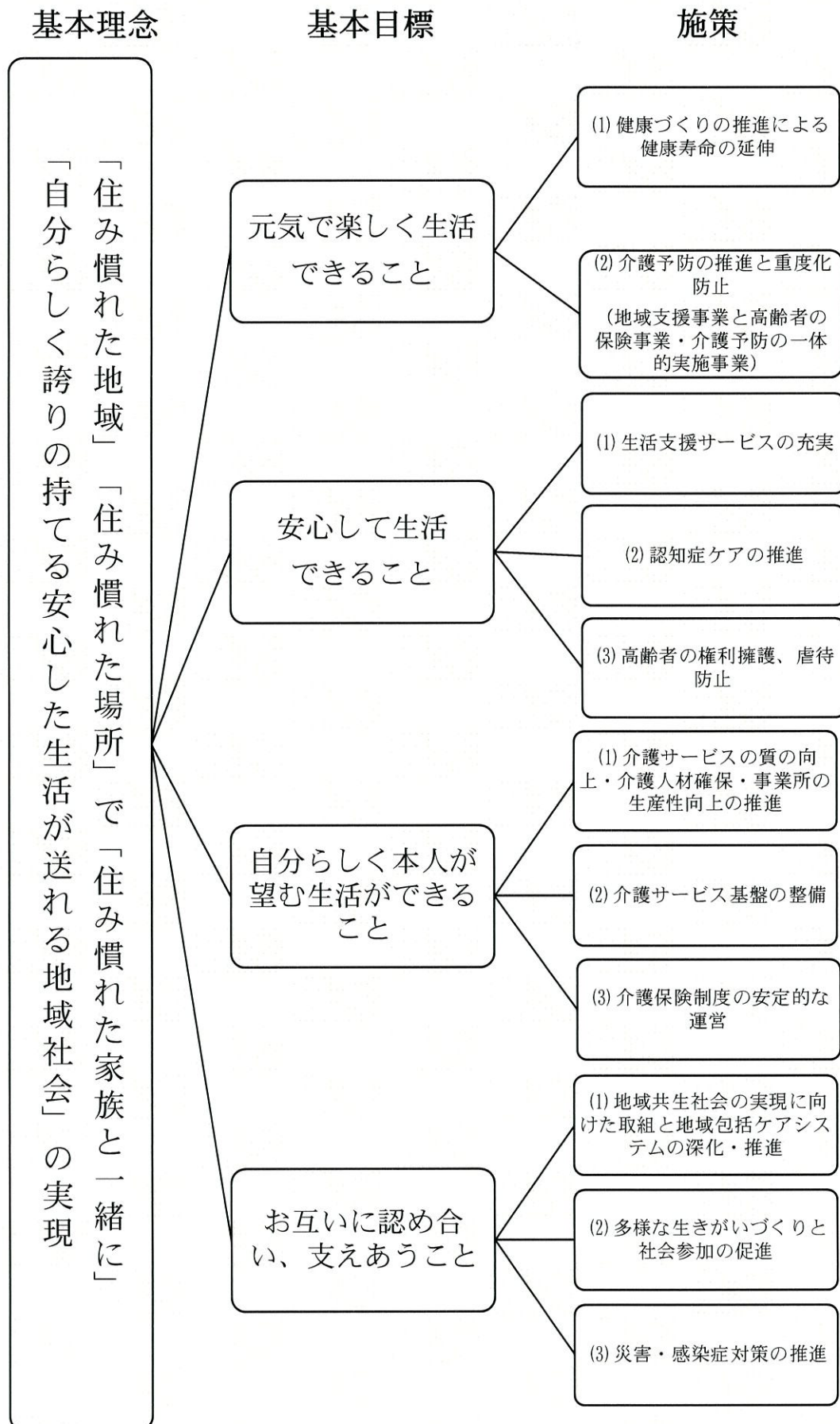
また、現役で活躍したいと考えている高齢者の方には、今まで培った経験と能力を活かし、地域で就業できるような仕組みづくりも必要です。

(3) 災害・感染症対策の推進

近年、地球温暖化等の影響による大規模災害の頻発や、新型コロナウイルス感染症といったウイルスの感染拡大など、今までに経験したことのないような事象が発生しています。

これまでの災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた危機事象への対策が求められています。

計画の基本体系



第2章 施策の展開

第1節 元気で楽しく生活できること

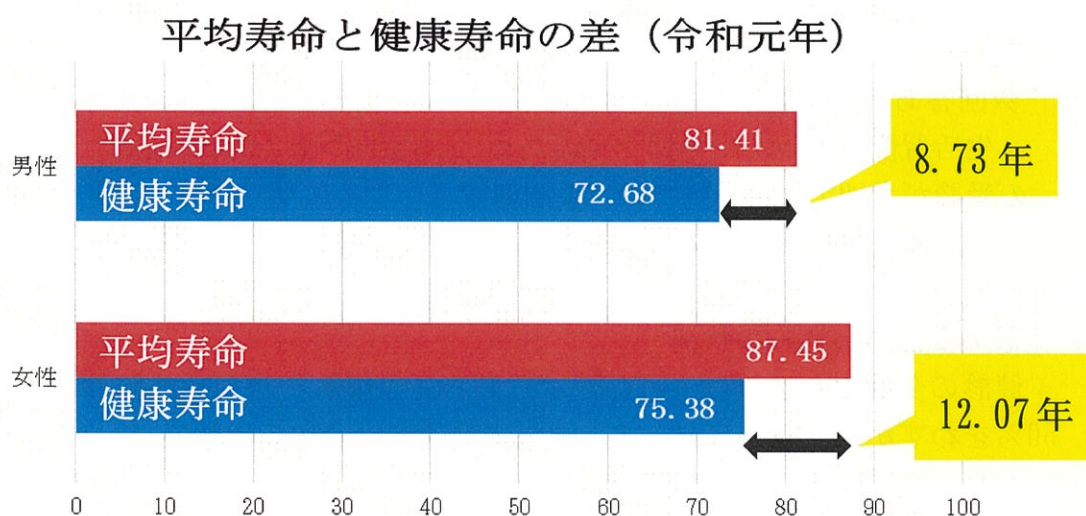
1 健康づくりの推進による健康寿命の延伸

(1) 健康寿命の延伸

「健康寿命」とは、介護を必要とせずに自立した生活を送れる期間のことです。平均寿命と健康寿命の差が介護を要する期間と考えられ、健康寿命を延伸させこの差を短縮させることが今後の健康づくりの課題といえます。

令和元年時点の平均寿命と健康寿命の差（全国値）は、男性は8.73年、女性は12.07年となっています。

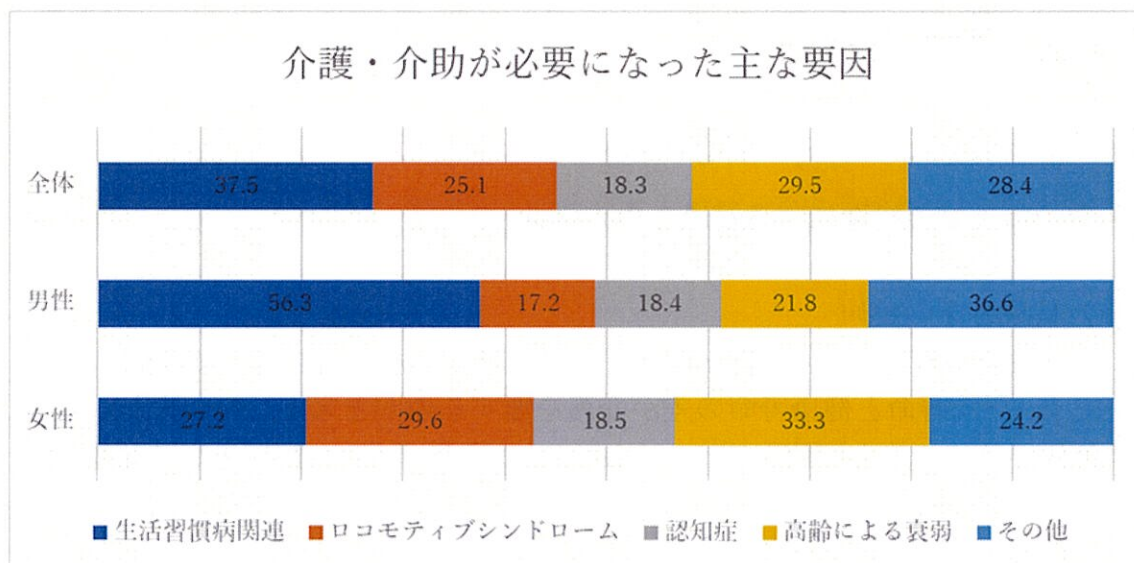
ひとり一人が認知症や寝たきりの期間をできる限り短くし、元気で自分らしく笑顔で暮らせるように健康寿命を延ばすことを目標とします。



※厚生労働省 HP より

(2) ロコモティブシンドロームの予防推進

介護・介助が必要となった主な要因について、高齢による衰弱と、転倒・骨折、関節疾患といったロコモティブシンドローム等を合わせると、男性39.0%、女性は62.9%（複数回答ありの設問）となっています。健康づくり事業である健康教室などへの参加を推進し、強い足腰をつくることで、ロコモティブシンドローム予防を推進していきます。



※資料：町高齢者等実態調査

※複数回答可のため、割合の合計は100%にはなりません

(3) 健康診査の推進

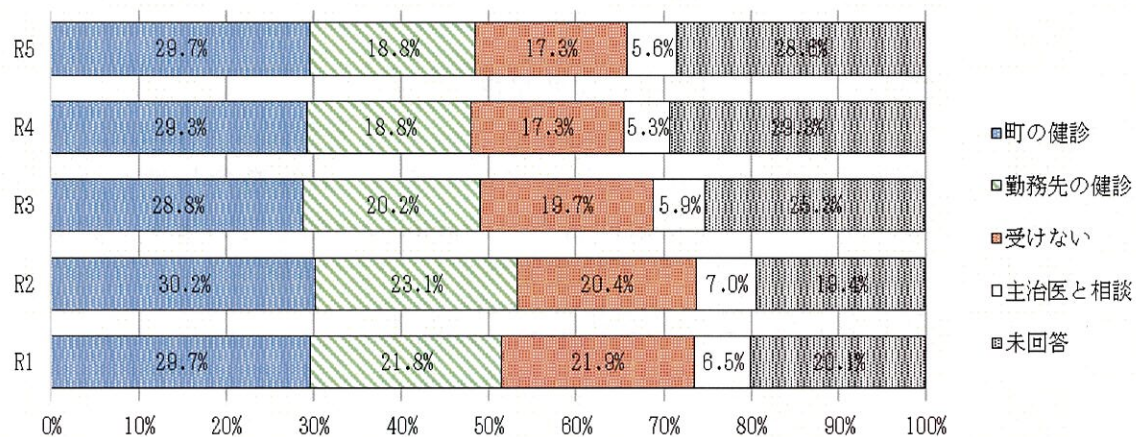
介護・介助が必要となった主な要因について、生活習慣病関連（脳血管疾患・心疾患・ガンなど）に関するものが男性は 56.3%、女性は 27.2%（複数回答ありの設問）となっています。

生活習慣病の予防や早期発見のためには健康診査（以下「健診」という。）の受診が大切です。当町では、集団健診（ヘルススクリーニング）・町民ドック・施設健診を実施しており、受診率の向上を推進していきます。

○健診の受診申し込みの状況

健診の受診申し込みは、町の健診と勤務先の健診を合わせた健診希望者が 50%をわずかに下回る状況です。また未受診者は令和 5 年度で 17.3%となっており、わずかずつですが減少しています。

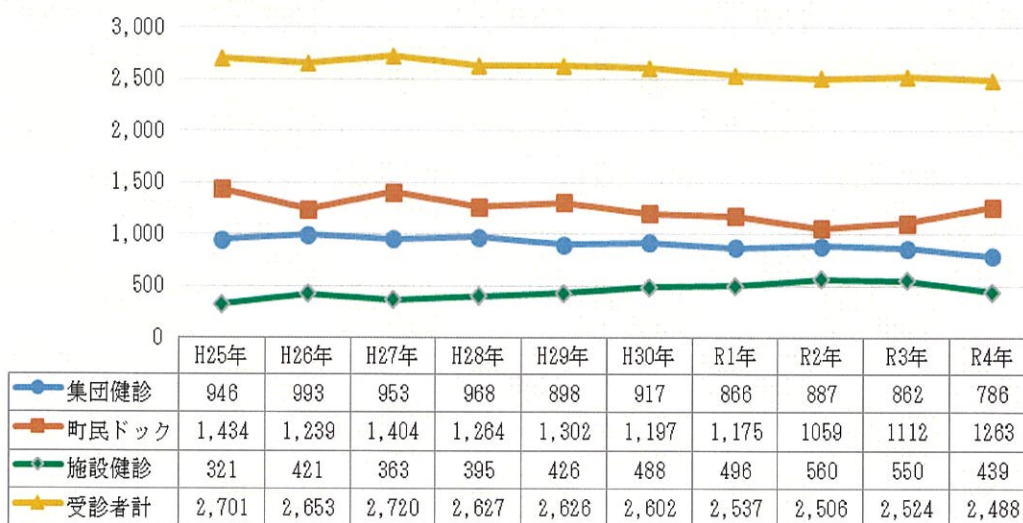
健康寿命を延伸すべく、若く健康なうちから「自分の健康は自らつくり・守る」といった意識の啓発を進め、受診率の向上を目指します。



※資料：町健康づくり係

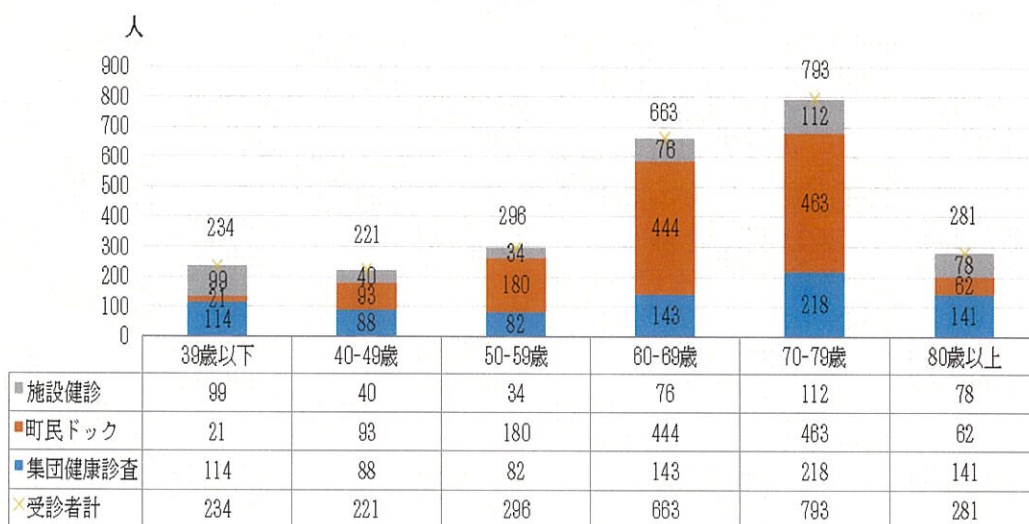
(第2章：施策の展開) (第1節：元気で楽しく生活できること)

○集団健診(ヘルススクリーニング)・町民ドック・施設健診受診者の推移



※資料：町健康づくり係

○年齢別受診状況(令和4年度)



資料：町健康づくり係

(4) 集団健診結果報告会

集団健診結果報告会は平成25年度から個別結果返却時の保健指導を重視した内容で実施しています。この方法にしたことで、個々に対する丁寧な対応が可能となり参加者の満足度は高いものとなっています。なお、令和4年度より、各地区公民館での結果報告会を再開しましたが、新型コロナウイルス感染症流行下のため時間差受付の実施や、希望者には郵送で結果を返却しました。

(第2章：施策の展開)(第1節：元気で楽しく生活できること)

○集団健診結果報告の状況

月 日 (内容)	会 場	R1	R2	R3	R4
1月～2月	各地区公民館 48会場	509人			337人
子育てランド・あそびの広場	茂来館	26人			10人
夜間等結果報告会	八千穂福祉センター他	62人			43人

※資料：町健康づくり係

○集団健診結果報告会への参加状況

	R1	R2	R3	R4
受診者数	866人	887人	862人	786人
参加者数	597人			390人
参加率	68.9%			49.6%

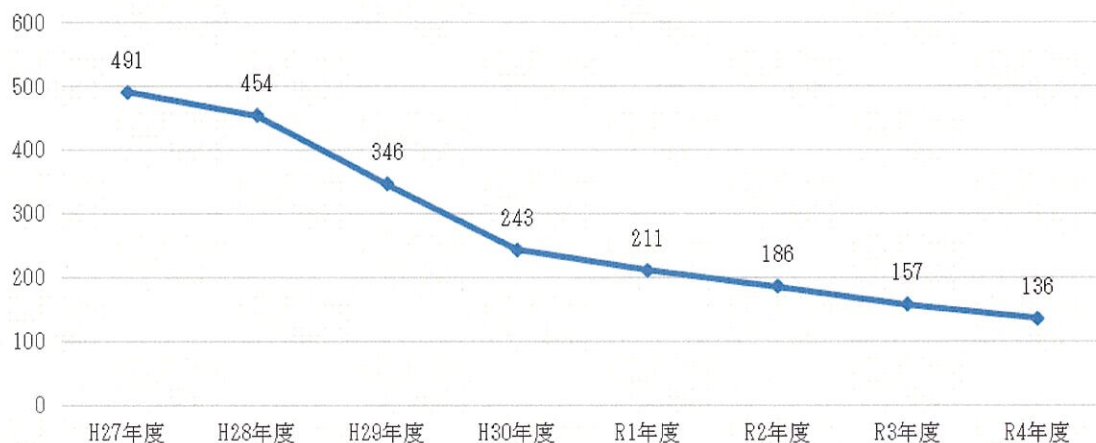
※資料：町健康づくり係

(5) 健康相談

住民が定例の健康相談を有効に利用することで、自分の健康は自ら守る意識の高揚を図っていきます。

(平成30年度から健康相談は八千穂福祉センターで第1、3、5水曜日に実施しています。また育児健康相談や母子手帳の発行については、こどもセンター健診室で実施しており、成人と母子関係とを分けたことにより、健康相談としての件数は大幅に減少しています。)

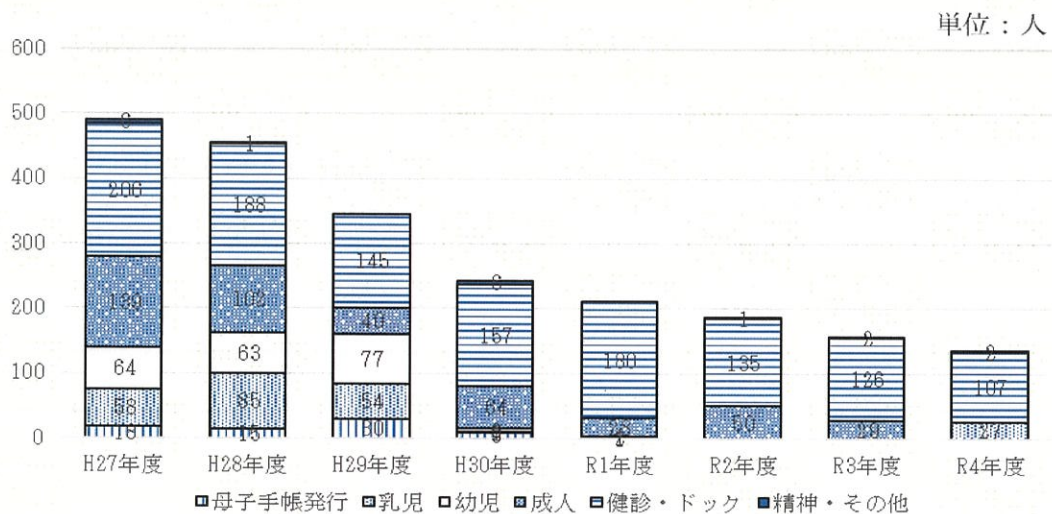
○健康相談利用者の推移



※資料：町健康づくり係

(第2章：施策の展開) (第1節：元気で楽しく生活できること)

○健康相談の内容



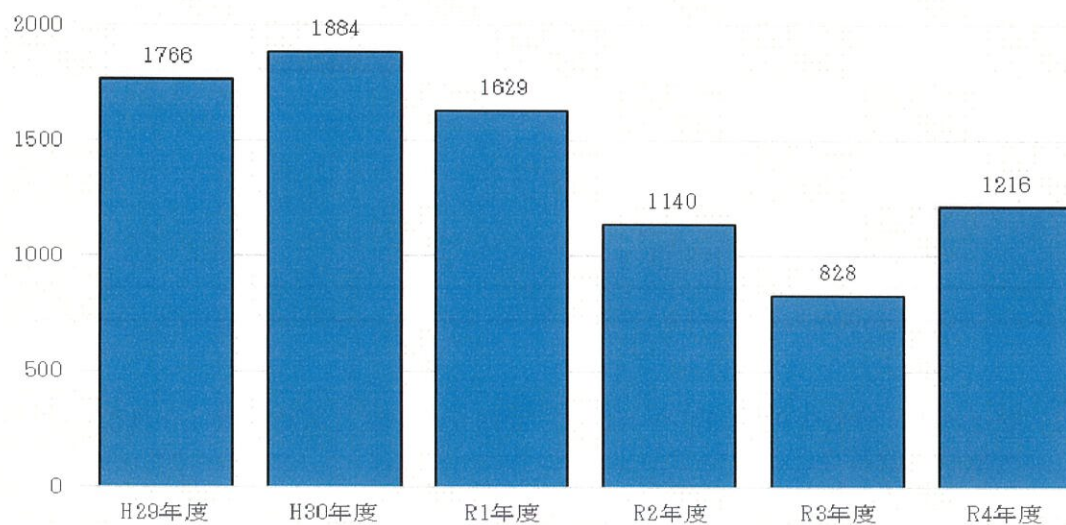
資料：町健康づくり係

(6) 地区健康教室

地区単位で行っている健康教室は、おおむね 60 歳以上の方を対象としており、各地区で 3 回/年開催しています。また、社協のサロン活動と同日実施している地区もあります。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行のため中止または延期となった地区もありましたが、開催回数、参加者数は令和 3 年度に比べて増加しました。感染予防にも配慮しながら、ロコモティブシンドローム予防、フレイル対策の中核的事業として実施を推進していきます。

○地区健康教室参加者延べ人数 (H29～R4 年度)



資料：町健康づくり係

○教室の内容（血圧測定・個別健康相談と各講師・機関による集団教室を実施）

筋力アップ・転倒予防 ……理学療法士による教室

転倒予防・筋力アップ・脳トレ・ストレッチ・身体の歪みを治す体操など

個別相談・個別運動指導も実施

【スタッフ】町立千曲病院理学療法士・佐久総合病院理学療法士・健康福祉広域支援協会理学療法士

認知症予防 ……作業療法士による教室

手先を使って脳を刺激しながら作品づくり

【スタッフ】佐久総合病院作業療法士

認知症予防 ……音楽療法士による教室

懐かしい曲に合わせて楽しく歌う（+指体操）

歌うことリズムを取ることで脳に刺激を与える

【スタッフ】音楽療法士

認知症予防 ……笑いヨガティーチャーによる教室

笑いを取り入れながら体を動かし、体と心をほぐすとともに脳に刺激を与える

【スタッフ】笑いヨガティーチャー

介護予防 ……地域包括支援センターと社会福祉協議会による教室

毎年度、高齢者に関連する話題をテーマとして介護予防教室を開催

フレイル予防について、介護サービス・福祉サービスなど

【スタッフ】地域包括支援センター職員・社会福祉協議会職員

食育 ……管理栄養士による教室

低栄養予防について

【スタッフ】管理栄養士・保健師

その他

【内容】健康体操・健康管理・福祉サービス・交通安全・振り込め詐欺・介護保険制度や医療制度改革などについて

【スタッフ】保健師・福祉係・庶務係・国保年金係・病院のスタッフ・地域の警察等

(第2章：施策の展開) (第1節：元気で楽しく生活できること)

●地区公民館別実績 (令和4年度)

開催 46 地区会場 開催延べ回数 112 回 参加延べ人員 1,216 人 (人)

地区	回数	男性	女性	合計	地区	回数	男性	女性	合計
大日向1	1	0	6	6	上区第3	2	2	23	25
大日向2	2	11	10	21	清水町	2	4	1	5
大日向3	2	2	21	23	上畑	3	18	41	59
大日向4	2	5	13	18	大門	4	28	28	56
大日向5	2	0	17	17	高根	2	9	3	12
余地	3	4	28	32	宮前	3	9	22	31
川久保	2	4	27	31	千ヶ日向	3	11	26	37
かさなり	実施予定無				中畑	実施予定無			
館・旭	3	3	14	17	下畑	2	9	9	18
畑ヶ中	1	2	22	24	大久保	実施予定無			
四ツ谷	2	0	22	22	上野	実施予定無			
海瀬新田	2	1	12	13	佐口	3	3	25	28
下海瀬・赤屋	3	5	27	32	うそのくち	1	1	4	5
花岡	3	2	15	17	城山	1	3	3	6
羽黒下	3	10	41	51	八郡	3	15	25	40
平林1	2	3	12	15	松井	2	3	8	11
平林本郷	3	5	27	32	大石	2	0	21	21
曾原	0	0	0	0	馬越	3	3	32	35
柳・翠	4	20	46	66	柳沢	2	5	4	9
三本木	2	0	20	20	大石川	実施予定無			
相生町	1	3	3	6	崎田	3	0	28	28
雁明	実施予定無				天神町	4	10	30	40
高野町第3	1	2	21	23	中央	実施予定無			
東町	2	0	17	17	穴原	2	5	17	22
宿岩	4	5	53	58	高岩	2	6	15	21
中川原	0	0	0	0	筆岩	2	2	13	15
上区第1	3	1	39	40	八千穂高原	実施予定無			
上区第2	3	4	33	37	いきいき	5	0	54	54

* 3回以上の地区は、保健師による健康教室も含む。

参加延べ人数には、介護予防 いきいきクラブで実施の介護予防教室も含む。

(7) 口腔ケア

口腔ケアの目的は、口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の疾患を予防し、機能を維持することにあります。

口腔内細菌と内科疾患との関連性、咀嚼の機能と老化・認知症との関連性、歯周病と糖尿病との関連性など、口腔環境が高齢者の全身の健康と密接に関連していることが、徐々に明らかになってきています。口腔ケアは生活の質の向上のみならず、全身疾患の予防や全身の健康状態の維持・向上につながることから、町内の歯科医院などと連携しながら口腔ケアの推進を図ります。

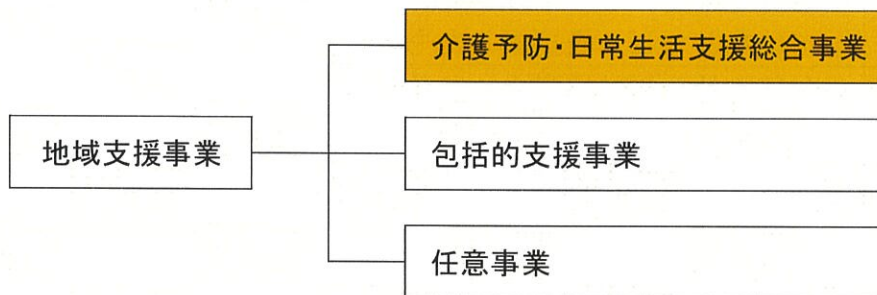
2 介護予防の推進と重度化防止

(地域支援事業と高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施事業)

「地域支援事業」とは、全国一律の基準等で行う介護保険給付事業とは異なり、町が給付基準を決め、それぞれの地域のニーズ・資源等により、その地域にあったサービスを提供する事業をいいます。地域支援事業により高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

実施する事業については、国・県・社会保険診療報酬支払基金より一定の財政支援措置（地域支援事業交付金）があります。

当町では、地域支援事業において、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」などの実施により「自立支援、介護予防、重度化防止」の推進を図ります。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

要支援認定者と基本チェックリストを用いた簡易なチェックで支援が必要な状態と判断された高齢者（以下「事業該当者」という。）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

事業の実施にあたっては、町直営や介護サービス事業所だけでなく、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体によるサービス展開が可能になりました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

対象者は事業該当者になります。当町では平成28年度まで介護予防サービスとして提供してきた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加え「その他の生活支援サービス」があります。

ア：訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援を提供します。

(第2章：施策の展開) (第1節：元気で楽しく生活できること)

1. 訪問現行相当サービス (A2)	
事業内容	平成28年度まで「介護予防訪問介護」として実施していたサービスです。在宅での支援が必要な高齢者に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行います。
事業所	佐久穂町社会福祉協議会、宅老所ねむの木、訪問介護ステーションさくら、寿園介護ステーション、エフビー訪問介護、エフビー訪問介護さく
今後の展開	今後も引き続き継続します。当町独自の1回毎の報酬単価で行っていますが、国の動向、近隣市町村の動向等を見ながら、内容の検討をしていきます。

2. 訪問型サービスA (A3基準緩和サービス)	
事業内容	「訪問型現行相当サービス」より人員基準等を緩和して、在宅での支援が必要な高齢者に対し、ヘルパーを派遣して家事援助を行います。当町では「生活管理指導員派遣事業」として行っていたサービスを再編したものです。
事業所	佐久穂町社会福祉協議会、宅老所ねむの木、訪問介護ステーションさくら、佐久だいらヘルパーステーション
今後の展開	今後も引き続き継続します。

3. 訪問型サービスB (住民主体のサービス)	
事業内容	地域住民が主体となって、掃除・調理等の生活援助を行うサービスです。
事業所	令和5年度現在なし
今後の展開	研修制度等を検討し、サービス実施を目指します。

イ：通所型サービス

通所介護施設で入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けられます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といったサービスもあります。

1. 通所現行相当サービス (A6)	
事業内容	平成28年度まで「介護予防通所介護」として実施していたサービスです。入浴等の日常生活支援と、レクリエーション等を行い転倒骨折の防止や加齢に伴う運動器の機能低下を予防します。
事業所	高野町デイサービスセンター「ふれあい」、八千穂デイサービスセンター「こまどり」、宅老所よりあい亭、宅老所やちほの家、らいおんハートリハビリ温泉デイサービス佐久、宅老所ねむの木、寿園介護ステーション、佐久だいらデイサービスセンター

(第2章：施策の展開)(第1節：元気で楽しく生活できること)

今後の展開	今後も引き続き継続します。当町独自の1回毎の報酬単価で行っていますが、国の動向、近隣市町村の動向等を見ながら、内容の検討をしていきます。
-------	--

2. 通所型サービスA (A7基準緩和サービス)

事業内容	「通所型現行相当サービス」より人員、施設等の基準を緩和して、日常生活支援と機能低下予防を行います。当町では「通所型機能訓練事業(いきいき倶楽部)」として行っていたサービスを再編したものです。
事業所	佐久穂町社会福祉協議会「いきいきクラブ」
今後の展開	今後も引き続き継続します。

3. 通所型サービスB (住民主体のサービス)

事業内容	ボランティア主体(住民主体)による自主的な通いの場として、体操や運動等の活動、趣味活動、サロン、会食など高齢者の集いの場を運営するものです。
事業所	令和5年度現在なし
今後の展開	対象者を限定しない一般介護予防事業で、住民主体による集いの場を目指します。

4. 通所型サービスC (短期集中型のサービス)

事業内容	転倒予防・口腔機能の維持向上・栄養改善・閉じこもり予防・認知症予防を目的に、専門職が講師となり、おおむね6ヶ月の短期集中にて事業を実施します。
事業所	町直営で「こつこつ元気教室」を行います。
今後の展開	今後も引き続き継続しますが、効果的な実施方法及び内容を検討していきます。

ウ：その他の生活支援サービス

事業該当者に対し、定期的な安否確認や緊急時の対応などの見守りを提供します。また、生活支援コーディネーターや生活支援体制整備協議体とも連携して、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体によるサービス展開を目指します。

エ：介護予防ケアマネジメント

事業該当者に対し地域包括支援センターが、総合事業によるサービス等が提供できるようケアマネジメント(ケアプラン作成等支援)を行います。

② 一般介護予防事業

事業の対象者は、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなくすべての高齢者になります。人と人とのつながりを通して、参加者や通いの場が継続的

(第2章：施策の展開) (第1節：元気で楽しく生活できること)

に拡大していくような地域づくりを推進しながら健康の保持増進を図ります。

ア：介護予防把握事業

役場内各部署との連携、医療機関・民生児童委員等からの情報提供、地域包括支援センターの相談事業等、各方面から収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民全体の介護予防活動へつなげます。

イ：介護予防普及啓発事業

認知症予防やロコモティブシンドローム予防、フレイル予防等の介護予防をテーマとした教室などを実施し、地域のつながりや介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。

また、パンフレットの配布、講演会の開催等、様々な媒体・方法により、介護予防に資する知識の普及啓発に努めます。

1. 健康教室	
事業内容	概ね 60 歳以上の方を対象に、保健師や理学療法士等の指導で、転倒予防、認知症予防、介護予防等について地域の公民館で実施します。
対象者	すべての高齢者
利用状況等	令和3年度 75回 828人 令和4年度 113回 1216人 令和5年度 52回 582人(4～9月)
今後の展開	今後も引き続き継続し、地域の自主的な活動とも連携して実施していきます。
	目標値 令和6年度 110回 1,100人 令和7年度 110回 1,100人 令和8年度 110回 1,100人

2. ヘルスアップ教室(転倒予防教室)	
事業内容	転倒骨折の予防や加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図るため、理学療法士、運動指導士等によるストレッチや有酸素運動、継続して自宅でできる運動を指導します。(月2グループ、年間のべ22回実施)
対象者	すべての高齢者
利用状況等	令和3年度 14回 370人 令和4年度 22回 462人 令和5年度 12回 283人(4月～9月)
今後の展開	今後も引き続き継続し、この教室を受講した方が自主的な運動が継続できるよう支援していきます。
	目標値 令和6年度 22回 440人

(第2章：施策の展開)(第1節：元気で楽しく生活できること)

	令和7年度 22回 440人
	令和8年度 22回 440人

3. 男の料理教室	
事業内容	男性が自ら料理を行うことで、心身機能の低下を防止し、健康保持など生活の質の向上が図られるよう実施します。また閉じこもりがちな男性の集える場所としても実施していきます。
対象者	ひとり暮らしの男性、要介護の妻との二人暮らしの男性 健康づくり係・地域包括支援センターで必要と思われる方
利用状況等	令和3年度 0回 0人 ※コロナ禍により中止 令和4年度 3回 17人 令和5年度 2回 12人(4月～9月)
今後の展開	今後も引き続き継続しますが、効果的な実施方法及び内容を検討していきます。 目標値 令和6年度 3回 18人 令和7年度 3回 18人 令和8年度 3回 18人

ウ：地域介護予防活動支援事業

地域における介護予防や健康づくりに取り組む高齢者の自主グループなど住民主体の介護予防活動を支援します。また、研修会等の情報を共有することで、その担い手となり得る人材育成を支援します。

エ：一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含め総合事業全体を評価し、事業全体の改善に努めます。

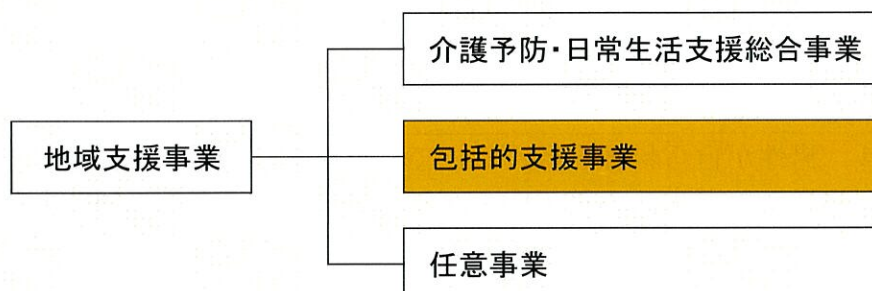
オ：地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が訪問・通所、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に出向き、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取り組みを総合的に支援することで、介護予防の機能強化を図ります。具体的には、地域ケア会議やサービス担当者会議、住宅改修や福祉用具等の家屋評価等において、リハビリ職との連携を強化します。

(2) 包括的支援事業(地域支援事業)

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けるためには、医療や介護だけでなく地域全体で高齢者を支えるしくみ(地域包括ケアシステム)が必要です。

地域包括ケアシステムの体制整備のため、地域包括支援センターを中心に、地域支援事業において「包括的支援事業」を推進します。



① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行ったりするなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援しています。

また、年に1回以上、「地域包括支援センター運営会議」を開催し、地域包括支援センターが適切に運営されているかを評価しています。

なお、第9期計画では制度の範囲内で総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務の委託についても検討し、業務負担軽減にも取り組んでいきます。

〔設置箇所数〕 1か所

〔配置スタッフ〕 主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種

〔業務内容〕

ア：総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスの利用につなげるなどの支援を行います。

なお、住民への支援をより適切に行うための体制整備として、必要に応じて居宅介護支援事業所への委託も実施します。

イ：介護予防ケアマネジメント業務

事業該当者が、心身の状況等に応じて必要な介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けられるようにケアプランの作成をします。

なお、住民への支援をより適切に行うための体制整備として、申請に基づき居宅介護支援事業所を指定することも実施します。

ウ：権利擁護業務

心身機能の低下等から起こる、高齢者の身体的、精神的、経済的な権利侵害に対しての相談・支援を行います。

あわせて、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待防止、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者の安全、安心を確保します。